

令和8年3月定例会

議案関係資料

番 号	件 名	ページ
議案第 1 号	中札内村課設置条例の一部を改正する条例の制定について	1～4
議案第 2 号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5～22
議案第 3 号	中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例の制定について	23～29
議案第 4 号	中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30～31
議案第 5 号	中札内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	32～34
議案第 6 号	中札内村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
議案第 7 号	中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8 号	中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例の制定について	35～36
議案第 9 号	中札内村定住促進条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案第 10 号	中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	38
議案第 11 号	中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例の制定について	39～42
議案第 13 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について	43

中札内村課設置条例の一部を改正する条例
 中札内村課設置条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改	正	改	正	後
<p>(各課の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・住民課（略） 福祉課</p> <p>(1) 健康づくりに関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 社会福祉に関すること。 (4) 高齢者の在宅福祉に関すること。 (5) 介護保険に関すること。 (6) 保育所に関すること。</p> <p>産業課・施設課（略）</p>	<p>(各課の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・住民課（略） 福祉課</p> <p>(1) 健康づくりに関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 社会福祉に関すること。 (4) 高齢者の在宅福祉に関すること。 (5) 介護保険に関すること。 (6) 保育所に関すること。</p> <p>産業課・施設課（略）</p>	<p>(各課の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・住民課（略） 福祉課</p> <p>(1) 健康づくりに関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 社会福祉に関すること。 (4) 高齢者の在宅福祉に関すること。 (5) 介護保険に関すること。 (6) 保育所に関すること。</p> <p>産業課・施設課（略）</p>	<p>(各課の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課・住民課（略） 福祉課</p> <p>(1) 健康づくりに関すること。 (2) 保健事業に関すること。 (3) 社会福祉に関すること。 (4) 高齢者の在宅福祉に関すること。 (5) 介護保険に関すること。 (6) 保育所に関すること。</p> <p>産業課・施設課（略）</p>	

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中札内村行政組織規程の一部を改正する規則
 中札内村行政組織規程（昭和56年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改	正	後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 中札内村課設置条例（昭和34年条例第10号）第1条に規定する課に、次のグループ等を置くことができるとし、分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>総務課・住民課（略） 福祉課 福祉グループ 社会福祉</p> <p>(1) 民生・児童委員に関すること。 (2) 生活保護に関すること。 (3) ひとり親福祉に関すること。 (4) 社会福祉法人及び社会福祉団体に関すること。</p> <p><u>児童福祉</u></p> <p>(1) <u>次世代育成支援に関すること。</u> (2) <u>児童手当及び児童扶養手当等に関すること。</u> (3) <u>保育園の入退所・保育料に関すること。</u> (4) <u>児童遊園の管理に関すること。</u> (5) <u>児童館の管理に関すること。</u></p> <p>老人福祉</p> <p>(1) 老人福祉に関すること。 (2) 老人保健福祉センターの管理に関すること。 (3) 敬老会及び敬老祝金に関すること。 障がい者福祉</p> <p>(1) 障がい者福祉に関すること。 (2) 南十勝障害支援区分認定審査会に関すること。 介護保険</p> <p>(1) 介護保険特別会計に関すること。 (2) 介護保険料の賦課徴収に関すること。 (3) 介護保険事業に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 中札内村課設置条例（昭和34年条例第10号）第1条に規定する課に、次のグループ等を置くことができるとし、分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>総務課・住民課（略） 福祉課 福祉グループ 社会福祉</p> <p>(1) 民生・児童委員に関すること。 (2) 生活保護に関すること。 (3) ひとり親福祉に関すること。 (4) 社会福祉法人及び社会福祉団体に関すること。</p> <p>老人福祉</p> <p>(1) 老人福祉に関すること。 (2) 老人保健福祉センターの管理に関すること。 (3) 敬老会及び敬老祝金に関すること。 障がい者福祉</p> <p>(1) 障がい者福祉に関すること。 (2) 南十勝障害支援区分認定審査会に関すること。 介護保険</p> <p>(1) 介護保険特別会計に関すること。 (2) 介護保険料の賦課徴収に関すること。 (3) 介護保険事業に関すること。</p>	

- (4) 地域包括支援センターに関する事。
- (5) 居宅介護支援事業所に関する事。
- (6) 介護予防支援事業所に関する事。
- (7) 介護認定審査会に関する事。
- (8) 介護保険運営協議会に関する事。

保育園

- (1) 保育園の管理運営に関する事。
- (2) 子育て支援に関する事。

保健グループ

保健・予防・栄養指導

- (1) 母子保健に関する事。
- (2) 成人保健に関する事。
- (3) 精神保健に関する事。
- (4) 歯科保健に関する事。
- (5) 予防接種に関する事。
- (6) 結核対策に関する事。
- (7) 感染症対策に関する事。
- (8) 特定疾患に関する事。
- (9) 食と栄養に関する事。
- (10) 献血推進に関する事。
- (11) 健康づくりの組織育成に関する事。

産業課・施設課（略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

- (4) 地域包括支援センターに関する事。
- (5) 居宅介護支援事業所に関する事。
- (6) 介護予防支援事業所に関する事。
- (7) 介護認定審査会に関する事。
- (8) 介護保険運営協議会に関する事。

保育園

- (1) 保育園の管理運営に関する事。
- (2) 子育て支援に関する事。

健康・子どもグループ

保健・予防・栄養指導

- (1) 母子保健に関する事。
- (2) 成人保健に関する事。
- (3) 精神保健に関する事。
- (4) 歯科保健に関する事。
- (5) 予防接種に関する事。
- (6) 結核対策に関する事。
- (7) 感染症対策に関する事。
- (8) 特定疾患に関する事。
- (9) 食と栄養に関する事。
- (10) 献血推進に関する事。
- (11) 健康づくりの組織育成に関する事。

児童福祉

- (1) 次世代育成支援に関する事。
- (2) 児童手当及び児童扶養手当等に関する事。
- (3) 保育園の入退所・保育料に関する事。
- (4) 児童遊園の管理に関する事。
- (5) 児童館の管理に関する事。

産業課・施設課（略）

福祉課 (こども家庭センター長)

健康・こどもG

健康・こどもグループ長

その他
保健業務

- 成人精神予防接種
- 健康づくり
- 感染症
- 栄養
- 等

母子保健機能

- 保健師 (正職員)
- 保健師 (正職員)
- 助産師 (会計年度週2回)

事務職 (正職員)

保健G全般事務

こども家庭センター (R8.8月新設)

児童福祉機能 要対協調整担当機関

事務職 (正職員)
こども家庭
支援事務

統括支援員
保健師 (正職員)

保健師 (常勤 会計年度)

保育園

保育園長

保育園

子育て支援センター

(新設) 地域子育て相談機関

として位置づけ

こども家庭センター業務内容

< 母子保健機能 >

- ・ 妊産婦、乳幼児に関すること
- ・ 母子手帳の発行、新生児訪問事業、各種相談支援、母子保健事業事務など

< 児童福祉機能 >

- ・ 全てのこどもに係ること (要支援、虐待 etc)
- ・ 児童福祉事業の運営、各種制度の周知・啓発、複合的な課題を抱えるこども (家庭含む) への相談・支援、地域コーデイネートなど
- ・ 家庭支援事業の新設、拡充
- ・ 家庭支援事業の利用勧奨・措置

< 要対協調整担当機関 >

- ・ 要対協の運営と事例マネジメント

< 地域子育て相談機関 >

- ・ 利用者にとって敷居が低く、子育て世帯との接点を増やし、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことが目的

福祉グループ長

福祉G

障害福祉、地域福祉、高齢者福祉、
地域包括支援センター、居宅介護、
生活困窮者 (生活保護含む)、経済対策給付
金、介護保険、保健センター施設管理 等



こども家庭センターの範囲

指示系統

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改	正	後
<p>目次 第4章 雑則（第35条～第37条）</p> <p>（用語の意義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）又は、職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行をすることをいう。</p> <p>(4) 赴任 新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5) 帰任 職員が退職し又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 扶養親族 内国旅行にあつては、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持している者をいい、外国旅行にあつては、職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持している者をいう。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>目次 第4章 雑則（第35条～第38条）</p> <p>（用語の意義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行をすることをいう。</p> <p>(4) 赴任 本村の要請により召致された職員がその任用に伴う移転のため、住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5) 帰任 職員が退職し又は死亡した場合において、その職員若しくはその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 家族 内国旅行にあつては、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、<u>職員と生計を一にするもの</u> 外国旅行にあつては、職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 旅行役務提供者 旅行者（昭27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、村と旅行役務提供契約（旅行者等が村に対して旅行に係る役務、その他の</p>	<p>目次 第4章 雑則（第35条～第38条）</p> <p>（用語の意義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行をすることをいう。</p> <p>(4) 赴任 本村の要請により召致された職員がその任用に伴う移転のため、住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため、旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5) 帰任 職員が退職し又は死亡した場合において、その職員若しくはその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 家族 内国旅行にあつては、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、<u>職員と生計を一にするもの</u> 外国旅行にあつては、職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 旅行役務提供者 旅行者（昭27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、村と旅行役務提供契約（旅行者等が村に対して旅行に係る役務、その他の</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができ る者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができ る場合には当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出 発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更 (取消を含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において当該旅行の ため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失と なった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行 う者(以下「旅行命令権者」という。)</u>の発する旅行命令簿によって行わ なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は既に発した旅行命令等を変更する必要があると認め る場合には自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の 申請に基づき、これを<u>変更</u>することができる。</p> <p>4 旅行命令権者は旅行命令等を発し、又はこれを変更するには旅行命令 簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関</p>	<p>規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、<u>村が当該旅 行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを 約する契約をいう。以下同じ。)</u>を締結したものをいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができ る者 <u>が、その出 発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更 (取消を含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において当該旅行の ため、既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失と なった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、 <u>村が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額がある ときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅 行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うこと ができる。</u></p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第4条 旅行は<u>旅行命令権者の発する旅行命令等</u> によって行わ なければならぬ。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認め る場合には自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の 申請に基づき、<u>その変更</u>をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行 命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に規則で定め</p>

改	正	前	後
		<p>し、必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。<u>ただし、これを提示するいとまがない場合には口頭により旅行命令等</u>を発し又はこれを変更することができる。この場合において、<u>旅行命令権者はできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関して必要な事項を記載しこれを当該旅行者に提示</u>しなければならない。</p>	<p>る事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。<u>ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録を</u>するとまがない場合には、この限りでない。</p>
5	<p>旅行命令簿等の記載事項及び様式は規則で定める。</p>	<p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしない場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</p>	<p>5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしない場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</p>
6	<p>旅行命令簿等の記載事項及び様式は規則で定める。</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された）旅行命令等を含む。以下<u>本条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合にはあらかじめ旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第5条 旅行者は公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた）旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合にはあらかじめ旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
	<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
	<p>(旅費の種類)</p>	<p>(旅費の種類)</p>	<p>(旅費の種類)</p>
6	<p>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p>	<p>6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p>	<p>6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。</p>
2	<p>鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>	<p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>	<p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>
3	<p>船賃は、水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。</p>	<p>3 船賃は、水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。</p>	<p>3 船賃は、水路旅行について路程に応じ、旅客運賃等により支給する。</p>
4	<p>航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。</p>	<p>4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。</p>	<p>4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。</p>
5	<p>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じキロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p>	<p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じキロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p>	<p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じキロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p>
6	<p>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p>	<p>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p>	<p>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p>
7	<p>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p>	<p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p>	<p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p>
8	<p>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p>	<p>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p>	<p>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p>
9	<p>移転料は赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p>	<p>9 移転料は赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p>	<p>9 移転料は赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p>

改	正	改	後
		<p>10 着後手当は赴任に伴う住所又は居所の移転について定額により支給する。</p> <p>11 扶養親族移転料は赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</p> <p>12 支度料は、本邦から外国への旅行について定額により支給する。</p> <p>13 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について実費額により支給する。</p>	
第10条	1 日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。	第10条	削除
第11条	鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を、区分して計算する必要がある場合にはその必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれぞれ以後の分に区分して計算する。	第11条	<p>（年度経過等による区分）</p> <p>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（家族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を、区分して計算する必要がある場合にはその必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれぞれ以後の分に区分して計算する。</p>
第12条	旅費の請求手続） 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）に提出しなければならない。	第12条	<p>（旅費の請求手続）</p> <p>旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、これを村長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにならなかつた部分の支給又は支払を受けられない。</p>
第13条	鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「鉄道賃」という。）は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において	第13条	<p>（鉄道賃）</p> <p>鉄道賃は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において</p>

改	正	後
<p>て「運賃」という。) 急行料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行している線路による旅行の場合、前各号に規定する運賃、料金 のほか、その乗車に要する座席指定料金</p> <p>2 前項第2号に規定する急行料金は次の各号の一に該当する場合に限り支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、往復割引運賃が適用となる区間をその有効期間内に往復する場合にあっては、当該往復割引運賃を支給する。</p> <p>4 前3項に規定する運賃及び急行料金によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には任命権者が定める運賃及び急行料金によることができる。</p> <p>(船賃)</p> <p>第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。) 寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。) 並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 乗車に要する運賃</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、料金 のほか、特別船室料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合に</p>	<p>て「運賃」という。) 急行料金、座席指定料金及び寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち、現に支払った額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、その乗車に要する座席指定料金</p> <p>(4) 寝台料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、寝台料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前 項に規定する鉄道賃 によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には任命権者が定める額 によることができる。</p> <p>(船賃)</p> <p>第14条 船賃 は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。) 寝台料金、特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。) 及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち、現に支払った額の合計額とする。</p> <p>(1) 乗船に要する運賃</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、特別船室料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合に</p>	<p>て「運賃」という。) 急行料金、座席指定料金及び寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち、現に支払った額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、その乗車に要する座席指定料金</p> <p>(4) 寝台料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、寝台料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前 項に規定する鉄道賃 によることが当該旅行における特別の事情のため困難である場合には任命権者が定める額 によることができる。</p> <p>(船賃)</p> <p>第14条 船賃 は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。) 寝台料金、特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。) 及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち、現に支払った額の合計額とする。</p> <p>(1) 乗船に要する運賃</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、特別船室料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 <u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>(航空賃) <u>第15条 航空賃は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用のうち、現に支払った額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 搭乗に要する運賃</u> <u>(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金</u> <u>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>(宿泊費) <u>第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、規則で定める額を上限とした実費額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額が限度額を上回る場合には、旅行命令権者が認める宿泊費によることができる。</u> <u>2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p> <p>(包括宿泊費) <u>第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による費用及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。</u></p> <p>(転居費) <u>第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、そ</u></p>	<p>は、前各号に規定する運賃、料金、料金のほか、座席指定料金 <u>第15条 航空賃の額は現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(航空賃) <u>第15条 航空賃の額は現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>(宿泊料) <u>第18条 宿泊料の額は宿泊地の区分に応じた別表第1の定額を限度として実費額を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額が定額を上回る場合には、旅行命令権者が認める宿泊料によることができる。</u> <u>2 宿泊料は水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p> <p>(食卓料) <u>第19条 食卓料の額は別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 食卓料は水路旅行若しくは航空旅行において船賃若しくは航空賃のほかに、別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</u></p> <p>(移転料) <u>第20条 新たに採用された職員のうち任命権者が採用条件として赴任に際し移転料を支給する場合の移転料の額は次に掲げる額による。</u></p>

改	正	改	正	後

の額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には旧在勤地から新勤務地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い次の各号に規定する額の合計額

(着後滞在費)

第21条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る日当及び宿泊費の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第22条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に規定する額とする。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、日当、宿泊費、包括宿泊費、着後滞在費の合計額に相当する額

改	正	前	後
		<p>着後手当の3分の2に相当する額</p> <p>イ 12歳未満6歳以上の者についてはアに規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員の日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは1人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃の2分の1に相当する金額を加算する。</p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。</p> <p>ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児でありその赴任の移転する場合においては扶養親族とみなして前項の規定を適用する。</p>	
	<p>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</p>	<p>(1) 職員が出張中になった場合には、次に規定する旅費</p> <p>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日までの前職務相当の旅費</p> <p>イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当</p>	<p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p>第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は帰住について、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張のための普通旅行中に退職等となった場合 出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p>

改 正 前	改 正 後
<p>該退職等に伴う旅行をした場合に限り出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した額</p>	<p>(2) 職員が赴任のための普通旅行中に退職等となった場合 赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>3 村長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p>
<p>(遺族の旅費)</p> <p>第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</p>	<p>(遺族の旅費)</p> <p>第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張のための普通旅行中に死亡した場合 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</p> <p>(2) 職員が赴任のための普通旅行中に死亡した場合 前号に定める旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</p>
<p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序による。</p> <p>同順位者がある場合には年長者を先にする。</p> <p>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から居住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食料とする。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から居住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。</p>

(本邦通過の場合の旅費)

(本邦通過の場合の旅費)

改 正 前	
第27条 外国旅行中、本邦を通過する場合にはその本邦内の旅行について支給する旅費は、第2章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については本章の規定するところによる。	<p>(鉄道賃)</p> <p>第28条 鉄道賃の額は次の各項に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <hr/> <p>2 運賃の等級を2以上の階級に区分して運行する路線による旅行の場合には、その等級内の下級の運賃</p> <hr/> <p>3 運賃の等級を設けない路線による旅行の場合にはその乗車に要する運賃</p> <hr/> <p>4 公務上の必要により特別座席の設備を利用した場合には前2項に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃</p> <hr/> <p>5 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には前各項に掲げる運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</p> <p>(船賃)</p> <p>第29条 船賃の額は、次の各項に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びびさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p>

改 正 後	
第27条 外国旅行中、本邦を通過する場合にはその本邦内の旅行について支給する旅費は、第2章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当又は本邦に到着した日までの日当 については本章の規定するところによる。	<p>(鉄道賃)</p> <p>第28条 鉄道賃は、第12条に規定する鉄道及び外国におけるこれに相当するものその他村長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額のうち、現に支払った額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</p> <p>(船賃)</p> <p>第29条 船賃は、第14条に規定する船舶及び外国におけるこれに相当するものその他村長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1</p>

改	正	後
		号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額のうち、現に支払った額とする。
		(1) 運賃 (2) 寢台料金 (3) 座席指定料金 (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
2	運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、その等級内の下級の運賃	前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。
3	運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合にはその乗船に要する運賃	
4	公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には前2項に掲げる運賃のほか、その船室のため現に支払った運賃	
5	公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には前各項に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金	
	(航空賃及び車賃)	(航空賃及び車賃)
第30条	航空賃の額は次の各項に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)による。	第30条 航空賃は、第15条に規定する航空機及び外国におけるこれに相当するものその他村長が別に定めるものを利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額のうち、現に支払った額とする。
		(1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
2	運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、その等級内の下級の運賃	前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。
3	運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、その航空機の利用に要する運賃	3 車賃の額は実費額による。
4	公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2項に	

改 正 前	改 正 後
<p>規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃</p> <p>5 車賃の額は実費額による。</p> <p>(日当、宿泊料及び食卓料)</p> <p>第31条 日当及び宿泊料の額は旅行先の区分に応じ別表第2の定額による。</p>	<p>(日当、宿泊費及び包括宿泊費)</p> <p>第31条 日当は、旅行先の区分に応じ別表第2の定額による。宿泊費は、第18条に規定する費用とし、包括宿泊費は、第19条に規定する費用とする。</p>
<p>2 第28条第5項の規定により、寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額とする。</p> <p>3 食卓料は水路旅行及び航空旅行の夜数に応じ別表第2の定額により支給する。</p> <p>4 食卓料は船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合、又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</p> <p>5 第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。</p>	<p>第32条 削除</p>
<p>(支度料)</p> <p>第32条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額により支給する。</p> <p>2 外国に出張を命ぜられたものが、過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し、支給する支度料の額は前項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</p>	<p>(渡航雑費)</p> <p>第33条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用のうち、現に支払った額とする。</p>
<p>(旅行雑費)</p> <p>第33条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額により支給する。</p>	<p>(死亡手当)</p>

改	正	後
<p>第34条 死亡手当の額は、<u>第3条第2項第2号に該当する場合に別表第2の定額により支給する。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第35条 任命権者は旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合</u>その他<u>当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においてはその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第36条 任命権者は職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは<u>第68条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条</u>の規定に該当する事由がある場合においてこの条例の規定による旅費の支給ができなるとき又はこの条例の規定により支給する旅費が<u>労働基準法</u>第15条第3項若しくは<u>第68条又は船員法第48条</u>の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>	<p>第34条 死亡手当は、<u>職員の外国における死亡(第3条第2項第2号に該当する場合に規則で定める場合に限る。)</u>に伴う諸雑費に充てられた<u>ための費用とし、その額は930,000円とする。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第35条 任命権者は旅行者が<u>村以外の者から旅費の支給を受ける場合</u>その他<u>旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においてはその実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第36条 任命権者は職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは<u>第64条</u>の規定に該当する事由がある場合においてこの条例の規定による旅費の支給ができなるとき又はこの条例の規定により支給する旅費が<u>同法</u>第15条第3項若しくは<u>第64条</u>の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第37条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに<u>基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合</u>には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに<u>基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合</u>には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその<u>後に</u>においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p>	<p>第34条 死亡手当は、<u>職員の外国における死亡(第3条第2項第2号に該当する場合に規則で定める場合に限る。)</u>に伴う諸雑費に充てられた<u>ための費用とし、その額は930,000円とする。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第35条 任命権者は旅行者が<u>村以外の者から旅費の支給を受ける場合</u>その他<u>旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においてはその実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第36条 任命権者は職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは<u>第64条</u>の規定に該当する事由がある場合においてこの条例の規定による旅費の支給ができなるとき又はこの条例の規定により支給する旅費が<u>同法</u>第15条第3項若しくは<u>第64条</u>の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第37条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに<u>基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合</u>には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例又はこれに<u>基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合</u>には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその<u>後に</u>においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p>

改 正 前

(規則への委任)
第37条 (略)

別表第1 (第16条～第21条関係) 国内旅行の旅費

1 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

単位 円

区分	車賃		日当		宿泊料		食卓料
	1キロメートルにつき	村外	甲地方	乙地方	乙地方	丙地方	
村長等 一般職等	37	甲地方 2,400円 乙地方 1,700円	甲地方 2,400円 乙地方 2,100円	甲地方 12,000円 乙地方 10,800円	乙地方	丙地方	1夜につき 2,400円

備考1 甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市及び札幌市のうち職員等の旅費に関する規則(昭和61年規則第2号)で定める地域その他これらに準ずる地域で同規則で定めるものをいい、車賃の乙地方とは、甲地方を除くその他の市をいい、日当の乙地方とは、甲地方及び十勝管内各市町村を除く市町村をいい、宿泊料の乙地方とは、甲地方及び丙地方を除く市町村をいい、丙地方とは村内をいう。

改 正 後

(規則への委任)
第38条 (略)

別表第1 (第16条～第17条関係) 国内旅行の旅費

区分	車賃		日当	
	1キロメートルにつき	村外	甲地方	乙地方
村長等 一般職等	37円	甲地方 2,400円 乙地方 1,700円	甲地方 2,400円 乙地方 2,100円	乙地方 2,100円

備考1 甲地方とは東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市及び札幌市のうち職員等の旅費に関する規則(昭和61年規則第2号)で定める地域その他これらに準ずる地域で同規則で定めるものをいい、車賃の乙地方とは、甲地方を除くその他の市をいい、日当の乙地方とは、甲地方及び十勝管内各市町村を除く市町村をいう。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

2 移転料

区分	単位 円					
	鉄道 50キメートル以上 100キメートル未満	鉄道 100キメートル以上 300キメートル未満	鉄道 300キメートル以上 500キメートル未満	鉄道 500キメートル以上 1,000キメートル未満	鉄道 1,000キメートル以上 2,000キメートル未満	鉄道 2,000キメートル以上
村長等 一般職等	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	328,000
						381,000

備考 路程の計算については、水路1キロメートル、陸路4分の1キロメートルをもって、それぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 (第32条～第34条関係) 外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	単位 円		食卓料 (1夜につき)
	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	
	甲地方	乙地方	甲地方
			乙地方

別表第2 (第31条関係) 外国旅行の旅費

区分	日当 (1日につき)	
	甲地方	乙地方
村長等	5,500円	4,600円

改		正			前		改		正		後	
村長等	5,500	4,600	18,800	15,000	6,800							
一般職等												
2 支度料及び死亡手当												
単位 円												
区分	支度料		死亡手当									
	旅行期間 1 月未満	同左 1 月以上 3 月未満	同左 3 月以上	死亡手当								
村長等	102,000	123,000	145,000	563,000								
一般職等												

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

旅費の改正種目・内容

村		改正		国	
現行		改正		改正内容()は旧	
種類	内容	種類	内容	種類	内容
鉄道賃	距離制限 特急 片道 100キロ以上 普通急行、準急行片道 50キロ以上	鉄道賃	距離制限を(片道 100キロ以上)廃止 ※国と同様に改正 ※実態に応じて支給	鉄道賃	距離制限を(片道 100キロ以上)廃止 ※実態に応じて支給
船賃	運賃、寝台料金、特別船室料金 座席指定料金	船賃	運賃や座席指定料金などに付随する費用が追加	船賃	運賃や座席指定料金などに付随する費用が追加
航空費	現に支払った旅客運賃	航空費	運賃、座席指定料金などに付随する費用が追加	航空賃	運賃、座席指定料金などに付随する費用
車賃	37円/キロ 村外:甲地方 2,400円、乙地方 1,700円	車賃	37円/キロ 村外:甲地方 2,400円 乙地方 1,700円 ※改正なし	その他の交通費(車賃)	車賃を廃止 その他の交通費で、実費支給 1バス 2タクシー 3レンタカーなど 4 自家用車を使用した場合の駐車場代も含む
宿泊料 食卓料	1夜につき (甲 12,000円 乙 10,800円 丙 4,000円)	宿泊費	宿泊料→宿泊費へ変更 甲 12,000円→13,000円 基準額を上回る場合(天災その他やむを得ない事情の場合)実費支給	宿泊費(宿泊料)	定額支給から実費支給(上限付き)へ
なし	なし	包括宿泊費	バック旅行に要する費用	包括宿泊費	バック旅行に要する費用
日当	甲地方: 2,400円 丙地方: 2,100円	日当	※改正なし	宿泊手当(日当、食卓料)	昼食代、目的地内の交通費を除く 夕朝食代の掛り増しを含む諸雑費
食卓料	1夜につき 2,400円(水路旅行、航空旅行における食費を要する場合に支給)	廃止	廃止		
移転料	<ul style="list-style-type: none"> 区分(鉄道〇〇キロ)による定額支給 扶養家族を移転する場合区分の定額支給 扶養親族を移転しない場合: 区分の定額の1/2を支給 ※赴任:新たに採用された職員、転任を命ぜられた職員に支給。	転居費	<ul style="list-style-type: none"> 区分(鉄道〇〇キロ)による定額支給を廃止し、3パターンの運送額を支給 ①運送業者: 複数の見積りにより経済的なものを選択 ②旅行役務提供者 ③宅配便又は、自車またはレンタカーの運送の場合 ・宅配における運送額又は運送業者に依頼したものと運送業者により算定した額のいずれか少ない額 ・扶養親族から「赴任時に同居している者に限る」へ改正。 	転居費(移転料)	定額から実費支給へ 扶養家族から赴任時に同居している者へ改正
交通費					
宿泊費等					
転居費等					

				※赴任の概念を改正 村の要請により召致された職員、転任を命 ぜられた職員へ支給。			
着後手当	日当の定額（5日分） 地域区分の宿泊料定額（5夜分）を支給	着後滞在費	宿泊料→宿泊費へ 5夜分を上限とした実際の宿泊した夜数 に 応じた日当及び宿泊費を支給。	5夜分を上限とした実際の 宿泊した夜数に 応じた宿泊費と 宿泊手当の合計額を支 給	着後滞在費		
扶養親族 移転料	世帯主の場合に支給支給 赴任に伴う「扶養・家族」の費用 ① 12歳以上2/3 ② 6～11歳①の額の1/2 ③ 0～5歳 職員の額の1/2	家族移転料	同居する家族1人ごとに 職員相当額を基準に実費分を支給 （赴任後1年以内に家族を移転した場合 も含む） 交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及 び着後滞在費の合計額	同居する家族に支給 職員相当額を上限に支払っ た交通費を支給	家族移転料 (扶養親族移 転料)		
支度料	旅行期間の区分による定額	廃止	廃止				
旅行雑費	予防注射料、旅券交付手数料、査証手数料、 外貨交換手数料並びに入出国税の実費額	渡航雑費	予防注射料、旅券交付手数料、査証手数料、 外貨交換手数料並びに入出国税の実費額、 その他必要な額（保険料、医薬品の購入費 用、携行品の購入費用、健康診断その他の 医療機関で受診に係る費用、条例に規定す る費用の付随費用、旅行者の負担とすべき でないもの）	定額支給されていた「支度 料」を統合、渡航に必要な最小 限の準備経費を支給	渡航雑費		
死亡手当	対象：外国旅行の場合、職員が死亡 563,000円	死亡手当	対象：外国旅行の場合、職員が死亡 930,000円		死亡手当		職員の子が外国で死亡した 場合を支給対象
その他の種目（外国旅費の一部）							

※付随する費用とは？

船賃：旅行者が旅行代理店を通じて手配した場合に発生した運賃や各料金に付随する手数料や運賃の支払いに係る租税等
航空費：旅行者が旅行代理店を通じて手配した場合に発生した運賃やLOCを利用する際の手荷物料金等の追加料金

中札内村老人保健福祉センター設置条例等の一部を改正する条例
 中札内村老人保健福祉センター設置条例（昭和55年条例第27号）等の一部を次のように改正する。

第1条による改正（中札内村老人保健福祉センター設置条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第3条 保健センターを使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しな ければならない。ただし、国又は地方公共団体において公用又は公共用 に使用するとき、その使用料を免除するものとする。</p> <p>2 前項 の使用料について村長が特に必要と認めるときは、減免するこ とができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 保健センターを使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しな ければならない。ただし、国又は地方公共団体において公用又は公共用 に使用するとき、その使用料を免除するものとする。</p> <p>2 村長は、<u>村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の 使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の使用料について村長が特に必要と認めるときは、減免するこ とができる。</u></p>

第2条による改正（中札内村中島農業センター設置条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第3条 農業センターを使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しな ければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 農業センターを使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しな ければならない。</p> <p>2 村長は、<u>村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の 使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p>

第3条による改正（中札内村農村環境改善センター設置条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第3条 改善センターを使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しな ければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第3条 改善センターを使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しな ければならない。</p> <p>2 村長は、<u>村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の 使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p>

第4条による改正（中札内村まちなかキッチンスタジオ設置条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第4条 キッチンスタジオを使用するもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 キッチンスタジオを使用するもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 <u>村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p>

第5条による改正（中札内村豆資料館設置条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第8条 豆資料館を使用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 豆資料館を使用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p>

第6条による改正（中札内村カントリープラザ設置条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第5条 プラザ等を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 屋外施設等を使用する者が電気を使用する場合は、別に定める電気料相当額を使用料に加算し納付しなければならない。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 プラザ等を使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 <u>村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p> <p>3 屋外施設等を使用する者が電気を使用する場合は、別に定める電気料相当額を使用料に加算し納付しなければならない。</p>

第7条による改正（中札内村地域集会所設置条例の一部改正）

改	正	改	正	後
	前			
(使用料)		(使用料)		
第3条 地域集会所を使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しなければならぬ。		第3条 地域集会所を使用するものは、別表に掲げる使用料を納付しなければならぬ。		
		2 村長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。		

第8条による改正（上札内交流館設置条例の一部改正）

改	正	改	正	後
	前			
(使用料)		(使用料)		
第5条 交流館を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。		第5条 交流館を使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。		
		2 教育長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。		

第9条による改正（中札内村文化創造センター設置条例の一部改正）

改	正	改	正	後
	前			
(使用料)		(使用料)		
第5条 文化創造センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。		第5条 文化創造センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。		
		2 教育長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の基本使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。		

第10条による改正（中札内交流の杜設置条例の一部改正）

改	正	後
	<p>(使用料)</p> <p>第5条 交流の杜を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 <u>中札内村教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 <u>中札内村教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 交流の杜を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 <u>中札内村教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 <u>教育長</u>は、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額を基準に村長が別に定めるところにより算定した額を上限として、法第244条の2第8項に基づき、あらかじめ村長の承認を得て指定管理者が定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p>
	<p>8項に基づき、あらかじめ村長の承認を得て指定管理者が定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p>	

第11条による改正（中札内村ファームリソースポータルセンター条例の一部改正）

改	正	後
	<p>(使用料)</p> <p>第8条 体育館を使用する者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除するものとする。</p> <p>2 <u>前項</u>の使用料は、館長が特別な事由があると認めるときは、減免することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 体育館を使用する者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき、その使用料を免除するものとする。</p> <p>2 <u>館長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項</u>の使用料は、館長が特別な事由があると認めるときは、減免することができる。</p>

第12条による改正（中札内村民プール設置条例の一部改正）

改	正	改	正	後
(使用料)		(使用料)		
第6条 プールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。		第6条 プールの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。		
		2 教育長は、 <u>村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u>		

第13条による改正（中札内村日高山脈山岳センター設置条例の一部改正）

改	正	改	正	後
(使用料)		(使用料)		
第4条 山岳センターの宿泊棟を使用するものは、別表に定める使用料を納入しなければならない。		第4条 山岳センターの宿泊棟を使用するものは、別表に定める使用料を納入しなければならない。		
		2 村長は、 <u>村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u>		
		(指定管理者による管理)		
第7条 (略)		第7条 (略)		
2・3 (略)		2・3 (略)		
4 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額		4 前項の場合における利用料金の額は、別表に定める額を基準に村長が別に定めるところにより算定した額を上限として、法第244条の2第8項に基づき、あらかじめ村長の承認を得て指定管理者が定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。		

第14条による改正（中札内村屋内多目的運動施設設置条例の一部改正）

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料) 第7条 多目的運動施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(使用料) 第7条 多目的運動施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 <u>2 教育長は、村外に住所を有するものが当該施設を使用する場合、前項の使用料に100分の150を乗じて得た額を徴収するものとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

中札内村公共施設使用料一覧

※村内の高校生以下は、使用料が全額免除されます。

施設名	使用区分	使用料
老人保健 福祉センター	療養娯楽室(1階和室)	700円
	運動指導室	700円
	栄養指導室(調理室)	200円
	研修室1号(2階和室)	200円
	研修室2号(2階和室)	200円
※申込み>> 福祉課福祉グループ(保健センター内 電話67-2321)	集祭(全館)	54,000円

施設名	使用区分	使用料
農村環境 改善センター	会議室(1階)	300円
	宮農実習室A(2階)	200円
	宮農実習室B(2階)	200円
	生活改善研修室A(2階和室)	200円
	生活改善研修室B(2階和室)	200円
	大集会室(2階)	500円
※申込み>> 農村環境改善センター事務局(電話67-2250)		

施設名	使用区分	使用料
まちなか キッズスタジオ	レンタルキッチン	300円
	加工調理室	300円
※申込み>> 農村環境改善センター事務局(電話67-2250)		

施設名	使用区分	使用料
カントリープラザ	展示・多目的スペース	500円
	屋外イベントコーナー	300円
※申込み>> カントリープラザ(電話67-2811)		

施設名	使用区分	使用料
中島農業センター	会議室	300円
	研修室(和室)	300円
	調理室	200円
	相談室	200円
※申込み>> 中島農業センター運営委員会(産業課へ確認してください 電話67-2495)		

施設名	使用区分	使用料
豆資料館	ダイニングキッチン	400円
※申込み>> 観光協会(電話68-3390)		

施設名	使用区分	使用料
日高山脈 山岳センター	一般	2,000円
	小学生	1,000円
	1人1回	100円
※申込み>> 山岳センター(電話69-4378)		

※村外の方は5割増しの施設使用料となります。

施設名	使用区分	使用料
地域集会所 (つどいの家)	集会室1	200円
	集会室2	200円
	ホール	200円
※申込み>> つどいの家運営委員会(施設課へ確認してください 電話67-2496)		

施設名	使用区分	使用料
文化創造センター	ホール(ステージ含む)	2,400円
	控室A	200円
	控室B	200円
	視聴覚室(兼リハーサル室)	500円
	研修室	300円
	和室	200円
	茶室	200円
	創作活動室A(陶芸室)	300円
	創作活動室B	300円
	会議室	200円
※申込み>> 教育委員会(電話67-2929)		

※申込み>> 教育委員会(電話67-2929)
 (注) 商業活動等の目的で使用する場合及び入場料等を徴収する場合は、別途加算があります
 (注) ホールを練習、準備等に使用する場合は、基本使用料の5割相当額とします
 (注) 電気図書等の使用料は、巻1回1,000円、本巻1回2,000円とします
 (注) アルコサポートピアノの使用料は、1回5,000円とします(練習及び村内者が使用する場合は、1回2,500円)

施設名	使用区分	使用料
上札内交流館	講堂	100円
	個人	500円
	団体	200円
	和室1	200円
	和室2	200円
	調理実習室	200円
	談話室	300円
	多目的室	200円
	宿泊室	1人1夜 1,500円
	葬祭(全館)	1人1夜 800円
※申込み>> 上札内交流館(電話69-4338)または教育委員会へ(電話67-2929)		

※申込み>> 上札内交流館(電話69-4338)または教育委員会へ(電話67-2929)
 (注) 宿泊室使用料のほか、クリーニング代実費相当分(シーツ、枕カバー一式)500円を徴収します

施設名	使用区分	使用料
中札内村民プール	個人	100円
※申込み>> 教育委員会(電話67-2929)		

施設名	使用区分	使用料	
ファミリ－ スポーツセンター (村民体育館)	個人	100円	
	団体	500円	
	本館	追加1時間	250円
		1時間	300円
		第1トレーニング室(卓球)	500円
		第2トレーニング室(筋力)	500円
		第3トレーニング室(柔道)	500円
		第4トレーニング室	1,200円
		和室(大)	300円
		和室(小)	200円
ミーティング室	300円		
※申込み>> 村民体育館(電話67-2422)			

施設名	使用区分	使用料
屋内多目的運動施設	個人	100円
	団体	500円
※申込み>> 教育委員会(電話67-2929)		

施設名	使用区分	使用料
交流の杜	研修室①	1時間 500円
	研修室②、④、⑤、⑥、⑦	1時間 200円
	研修室③	1時間 100円
	研修室⑧、⑩、⑬、⑭	月 9,000円
	研修室⑨、⑫	月 6,000円
	体育館(全面)	月 3,000円
	多目的室	1時間 500円
	トレーニング室	1時間 200円
	サンカ一場(1面)	1回・1人 100円
	ミーティング室	1時間 500円
※申込み>> 交流の杜(電話67-2068)		

※申込み>> 交流の杜(電話67-2068)
 ※学生や合宿・大会利用時は別の料金設定となります
 ※冬期間(11月1日～4月30日)の利用は、暖房料1時間当たり100円の加算があります

中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
 中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例（平成28年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的) 第1条 この条例は、乳幼児及び児童医療費の一部を<u>助成することにより、疾病の早期発見と早期治療により家庭における生活の安定に寄与するとともに、乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(受給資格者) 第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、<u>次の各号の一に該当する乳幼児及び児童とする。</u></p> <p>(1) <u>本村に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている乳幼児及び児童</u></p> <p>(2) <u>本村に住所を有する保護者の乳幼児及び児童であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）及びその他法令に規定する学校に修学のため他の市区町村に転出し、当該市区町村においてこの条例と同等の医療費の助成を受けることができない乳幼児及び児童</u></p> <p>(3) <u>その他村長が特に必要と認める乳幼児及び児童</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは除くものとする。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児及び児童</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童療育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児及び児童</u></p> <p>(3) <u>中札内村が実施する重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の</u></p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、乳幼児及び児童医療費の一部を<u>その保護者に助成することにより、疾病の早期発見と早期治療により家庭における生活の安定に寄与するとともに、乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(受給資格者) 第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「<u>受給資格者</u>」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、<u>かつ現に本村に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている乳幼児及び児童とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児及び児童</u></p> <p>(2) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童療育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児及び児童</u></p> <p>(3) <u>中札内村が実施する重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第20号）第3条に該当する児童</u></p>

助成に関する条例（昭和48年条例第20号）第3条に該当する乳幼児及び児童

（受給者証の交付）

第5条 村長は、前条の規定により登録の申請があった場合において医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、当該申請者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給者証を交付する。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に規定する受給資格者にあつてはこの限りではない。

（届出義務）

第8条 受給資格者の届出事項に変更があつたときは、受給資格者本人又は保護者は、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

（資格の喪失）

第9条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日からこの条例による受給資格を喪失するものとし、速やかに受給者証を村長に返還しなければならない。

- (1) 第3条第1項の規定に該当しなくなつたとき。
- (2) (略)

（受給者証の交付）

第5条 村長は、前条の規定により登録の申請があつた場合において医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、当該申請者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給者証を交付する。

（届出義務）

第8条 受給資格者の届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

（資格の喪失）

第9条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日からこの条例による受給資格を喪失するものとし、速やかに受給者証を村長に返還しなければならない。

- (1) 第3条 の規定に該当しなくなつたとき。
- (2) (略)
- (3) 村の区域内に住所を有しなくなつたとき。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

◆経過◆

令和6年6月に子ども子育て支援法の一部が改正され、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを通園できるようにする「こども誰でも通園制度」が給付制度として創設されました。

この制度は、令和8年度から全ての自治体で実施が義務付けられています。

◆制度概要◆

0歳6か月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）で保育所等に通っていない子どもが、上限月10時間の中で、保護者の就労用件を問わず、保育施設を利用できる制度。

1. 事業の内容について

子育て支援センターで、週1回実施します。対象児童、利用上限、利用料は国の示す基準と同様です。

	一時保育事業	中札内村 こども誰でも通園制度	国の基準
目的	一時的に家庭での保育が困難になった場合や保護者のリフレッシュ利用		全てのこどもの育ちを応援し良質な成長環境を整備する。働き方やライフスタイルに関わらない形で支援する。
対象児童	満1歳～	0歳6か月～満3歳未満	0歳6か月～満3歳未満
利用上限	月12回	月10時間	月10時間を上限
実施場所	地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点	保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点ほか
実施日	月～金	木曜日 8:30～11:30	
1日あたりの定員	6名 誰通実施時のみ 3名	3名 (0歳児:1人 1・2歳児:2人)	乳児又は満3歳未満の幼児それぞれにおいて利用定員を設定することが必要
利用料	3歳以上1時間 150円 3歳未満1時間 200円	国の基準に合わせて 1時間 300円	現在の国の示す基準額 1時間 300円
広域利用	不可	可能 (村民を優先)	全自治体で実施必須

■職員体制(現在の職員で対応)

一時保育と誰でも通園制度を同時に実施する場合は、保育士とその他職員それぞれ配置が必要。

○一時保育事業・・・保育士1名(専任)+ その他保育士以外の職員1名

○誰でも通園制度・・・保育士1名(専任)+ その他保育士以外の職員1名

※現在の子育て支援センター職員 4名 (保育士2名、無資格者2名)

2. 一時保育事業と誰でも通園制度のちがい

誰でも通園制度の利用者(満1歳以上)は、きらきら保育園の在園児童との交流を行います。

0歳6か月～満1歳未満	子育て支援センターで 過ごす	一時保育を利用できない月齢層。 まずは子育て支援センター内で、少人数の 預かりから体験する。保育園との交流を持 つことで事故や感染症の恐れがある。
満1歳以上～	きらきら保育園の在園 児との交流あり (9:30～11:00)	一時保育事業との棲み分けのためきらきら 保育園の在園児との交流をする。

3. 財源について

■乳児等のための支援給付交付金（こども誰でも通園制度）

【負担割合】 村 1/8（国3/4、道 1/8）

【補助割合】 提供した利用時間の実績に基づき給付

■保育対策総合支援事業費補助金（備品・修繕費に係る補助金）

※「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択が必要

【負担割合】 村 1/3（国 2/3）

4. 対象者及び利用見込みについて

(0～2歳人口) — (保育園利用者) = 誰でも通園制度の対象者
68人 — 32人 = 36人

・本事業については、子ども・子育て支援事業計画への必須記載事項となります。

・量の見込み及び確保方策については、「3人/1日」記載済みです。

5. 条例等の整備について

○設置及び運営に関する基準を定める条例 新規(安全計画や職員体制に関すること)

○運営に関する基準を定める条例 新規(利用定員や運営に関すること)

○中札内認定こども園条例 一部改正(利用料に関すること)

6. 住民周知について

3月中に対象児童へチラシを配布、HP、SNS、4月号広報へ掲載します。

中札内村認定こども園条例の一部を改正する条例
 中札内村認定こども園条例（平成28年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後
(実施事業) 第3条 認定こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) (略)					
(4) (略) (費用の納付) 第6条 (略) 2・3 (略)					
4 (略)					
5 (略)					
6 (略)					
別表3 (第6条関係) 乳児等通園支援事業徴収金額表					
階層区分	定義	徴収金額 (1時間当たり：円)			
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0			
B	市町村民税所得割合算額77,101円未満	100			
C	A階層及びB階層を除く世帯	300			

附 則
 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中札内村大規模草地育成牧場条例の一部を改正する条例
 中札内村大規模草地育成牧場条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後
(使用料)	第6条 育成牧場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に定める使用料を納付しなければならない。	(使用料)	第6条 育成牧場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に定める使用料を納付しなければならない。		
	区分	村内牛	村外牛	村内牛	村外牛
	放牧料（1頭1日につき）	255円	310円	315円	370円
	舎飼料（1頭1日につき）	580円	790円	700円	800円
2～4	(略)				
	(<u>捕獲料</u>)				
	第7条 育成牧場における人工授精のため捕獲し、受胎の確認がされるまでの捕獲料については、1回1頭当たり2,060円とする。ただし、当該牛の受胎が確認されるまでは初回の捕獲料以外は徴収しない。				
	2 村長が指定した日以外の捕獲料は、1回1頭当たり1,030円とする。				
	(違反に対する措置)				
	第8条 (略)				
	2 (略)				
	(指示等)				
	第9条 (略)				
	(事故の免責)				
	第10条 (略)				
	2 (略)				
	(指定管理者による管理)				
	第11条 (略)				
	(違反に対する措置)				
	第7条 (略)				
	2 (略)				
	(指示等)				
	第8条 (略)				
	(事故の免責)				
	第9条 (略)				
	2 (略)				
	(指定管理者による管理)				
	第10条 (略)				

<p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中札内村定住促進条例の一部を改正する条例
 中札内村定住促進条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改	正	改	正	後
(定住促進奨励金) 第5条 (略) 2 奨励金の額は、その住宅にかかる固定資産税課税額相当とし、新たに課せられた年度から <u>5年間</u> 、毎年度固定資産税の完納後に交付するものとする。 3～6 (略)		(定住促進奨励金) 第5条 (略) 2 奨励金の額は、その住宅にかかる固定資産税課税額相当とし、新たに課せられた年度から <u>3年間</u> 、毎年度固定資産税の完納後に交付するものとする。 3～6 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の中札内村定住促進条例第5条の規定により奨励金の交付を受けている者及び令和9年度までに新たに固定資産税を課せられた者に対する奨励金の交付については、改正後の中札内村定住促進条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

中札内村営住宅管理条例等の一部を改正する条例
 中札内村営住宅管理条例（平成8年条例第18号）等の一部を次のように改正する。

第1条による改正（中札内村営住宅管理条例の一部改正）

改	正	前	改	正	後
(敷金)			(敷金)		
第19条	村長は、入居者から <u>一月分</u> の家賃に相当する金額を敷金として徴収するものとする。	第19条	村長は、入居者から <u>三月分</u> の家賃に相当する金額を敷金として徴収するものとする。		
2・3	(略)	2・3	(略)		

第2条による改正（中札内村特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正）

改	正	前	改	正	後
(敷金)			(敷金)		
第14条	村長は、入居者から <u>一月分</u> の家賃（家賃が変更された場合は当該家賃の額）に相当する金額の敷金を徴収するものとする。	第14条	村長は、入居者から <u>三月分</u> の家賃（家賃が変更された場合は当該家賃の額）に相当する金額の敷金を徴収するものとする。		
2	(略)	2	(略)		

第3条による改正（中札内村地域振興住宅管理条例の一部改正）

改	正	前	改	正	後
(敷金)			(敷金)		
第10条	村長は、入居者から <u>一月分</u> の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。	第10条	村長は、入居者から <u>三月分</u> の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。		
2	(略)	2	(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に入居者として決定された者に対する敷金については、なお従前の例による。

中札内村高校生育成支援金条例の一部を改正する条例
 中札内村高校生育成支援金条例（令和3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	後
		中札内村高校生育成支援金 条例	中札内村高校生活力サポーター給付金条例
(目的)			(目的)
第1条 この条例は、高等学校又は高等専門学校等に就学する生徒の保護者等（以下「保護者等」という。）に対し、 <u>高校生育成支援金</u> （以下「 <u>支援金</u> 」という。）を交付することにより、 <u>保護者等の経済的負担を軽減すること</u> とともに、 <u>教育環境・子育て環境の充実及び人材育成に寄与すること</u> を目的とする。		第1条 この条例は、高等学校又は高等専門学校等に就学する生徒の保護者等（以下「保護者等」という。）に対し、 <u>高校生活力サポーター給付金</u> （以下「 <u>給付金</u> 」という。）を交付することにより、 <u>保護者等の経済的負担を軽減すること</u> とともに、 <u>生徒の高等学校生活を応援し、教育環境・子育て環境の充実及び人材育成に寄与すること</u> を目的とする。	第1条 この条例は、高等学校又は高等専門学校等に就学する生徒の保護者等（以下「保護者等」という。）に対し、 <u>高校生活力サポーター給付金</u> （以下「 <u>給付金</u> 」という。）を交付することにより、 <u>保護者等の経済的負担を軽減すること</u> とともに、 <u>生徒の高等学校生活を応援し、教育環境・子育て環境の充実及び人材育成に寄与すること</u> を目的とする。
(交付要件)			(支給要件)
第2条 この条例による <u>支援金</u> の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。		第2条 この条例による <u>給付金</u> の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。	第2条 この条例による <u>給付金</u> の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 前項の規定にかかわらず、村長が特に認めるときは <u>支援金</u> の交付対象者とすることができる。		2 前項の規定にかかわらず、村長が特に認めるときは <u>給付金</u> の交付対象者とすることができる。	2 前項の規定にかかわらず、村長が特に認めるときは <u>給付金</u> の交付対象者とすることができる。
(交付措置及び期間)			(支給措置及び期間)
第3条 <u>支援金</u> の交付期間は、高等学校等に入学した日の属する年度から3年に限り <u>支援金を交付する</u> 。		第3条 <u>支援金</u> の交付期間は、高等学校等に入学した日の属する年度から3年に限り <u>支援金を交付する</u> 。	第3条 <u>給付金</u> の支給期間は、高等学校等に入学した日の属する年度から3年に限る。
2 前項の場合において、 <u>交付措置</u> の始期は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。		2 前項の場合において、 <u>交付措置</u> の始期は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。	2 前項の場合において、 <u>支給措置</u> の始期は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
3 第1項の場合において、 <u>交付措置</u> の終期は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。		3 第1項の場合において、 <u>交付措置</u> の終期は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。	3 第1項の場合において、 <u>支給措置</u> の終期は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。
(1) 高校生等が高等学校等を卒業、終了 <u>または退学</u> した場合は、それぞれの事由の属する月		(1) 高校生等が高等学校等を卒業、終了 <u>または退学</u> した場合は、それぞれの事由の属する月	(1) 高校生等が高等学校等を卒業、終了 <u>又は退学</u> した場合は、それぞれの事由の属する月
(2) (略)		(2) (略)	(2) (略)
4 第1項の場合において、 <u>支援金</u> の支給停止は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。		4 第1項の場合において、 <u>支援金</u> の支給停止は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。	4 第1項の場合において、 <u>給付金</u> の支給停止は、次の各号に掲げる事由ごとに当該各号の定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(申請及び決定)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより申請しなければならぬ。

2 前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第5条 支援金の交付を決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付を取り消し、又は返還を命ずることができる。

(1) 支援金の交付について、交付対象者から辞退の申し出があったとき。

(2)・(3) (略)

(1)・(2) (略)

(申請及び決定)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより申請しなければならぬ。

2 前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第5条 給付金の支給を決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給を取り消し、又は返還を命ずることができる。

(1) 給付金の支給について、支給対象者から辞退の申し出があったとき。

(2)・(3) (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中札内村高校生育成支援金条例施行規則の一部を改正する規則
 中札内村高校生育成支援金条例施行規則（令和3年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

改	正	後
<p>中札内村高校生育成支援金 条例施行規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、<u>中札内村高校生育成支援金条例</u>（令和3年条例第17号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>支援金の額</u>) 第2条 条例第3条に規定する<u>高校生育成支援金</u>（以下「<u>支援金</u>」という。）の額は、高校生等一人あたり月額10,000円とする。ただし、入学した日の属する月から<u>交付対象者</u>となった場合に限り、<u>入学祝い金</u>として高校生等一人あたり<u>50,000円</u>を別途<u>交付</u>する。</p> <p>(<u>交付申請</u>) 第3条 条例第3条に規定する交付措置を受けようとする者（以下「<u>申請者</u>」という。）は、<u>高校生育成支援金交付申請書</u>（別記第1号様式）及び別に定める添付書類（以下「<u>申請書類等</u>」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(申請内容の変更) 第4条 前条に定める申請書類等の内容に変更を生じた場合は、<u>高校生育成支援金交付</u> 変更申請書（別記第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(<u>交付決定</u>) 第5条 教育委員会は、前2条に規定する申請書類等の内容が適正であると認めたとときは、<u>高校生育成支援金交付</u>（変更）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。</p>	<p>中札内村高校生活力サポート給付金条例施行規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、<u>中札内村高校生活力サポート給付金</u>（令和3年条例第17号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>給付金の額</u>) 第2条 条例第3条に規定する<u>高校生活力サポート給付金</u>（以下「<u>給付金</u>」という。）の額は、高校生等一人あたり月額10,000円とする。ただし、入学した日の属する月から<u>支給対象者</u>となった場合に限り、<u>入学準備金</u>として高校生等一人あたり<u>100,000円</u>を別途<u>支給</u>する。</p> <p>(<u>支給申請</u>) 第3条 条例第3条に規定する交付措置を受けようとする者（以下「<u>申請者</u>」という。）は、<u>高校生活力サポート給付金支給申請書</u>（別記第1号様式）及び別に定める添付書類（以下「<u>申請書類等</u>」という。）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(申請内容の変更) 第4条 前条に定める申請書類等の内容に変更を生じた場合は、<u>高校生活力サポート給付金支給変更申請書</u>（別記第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(<u>支給決定</u>) 第5条 教育委員会は、前2条に規定する申請書類等の内容が適正であると認めたとときは、<u>高校生活力サポート給付金支給</u>（変更）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。</p>	

(交付)

第6条 教育委員会は、前条の規定により交付決定したときは、申請者が指定した金融機関に口座振込により支援金を交付するものとする。ただし、当該支払方法によりがたいと認めるときは、この限りではない。

2 支援金は、当該年度の4月から9月分については9月末日までに、10月から3月分については3月末日までに交付するものとする。

(支援金の返還)

第7条 教育委員会は、条例第5条の規定により支援金の交付を取り消し、又は返還を命ずるときは、高校生活全成支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（別記第4号様式）により、期限を定めて申請者に通知する。

(支給)

第6条 教育委員会は、前条の規定により交付決定したときは、申請者が指定した金融機関に口座振込により給付金を支給するものとする。ただし、当該支払方法によりがたいと認めるときは、この限りではない。

2 給付金は、当該年度の4月から9月分については9月末日までに、10月から3月分については3月末日までに交付するものとする。

(給付金の返還)

第7条 教育委員会は、条例第5条の規定により給付金の支給を取り消し、又は返還を命ずるときは、高校生活全力サポート給付金支給決定取消通知書兼返還命令書（別記第4号様式）により、期限を定めて申請者に通知する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

